

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 する 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前					改 正 後						
(前 略) 別表第1					別表第1						
部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)					(同 左)						
エネルギー理工学研究所	全研究部門 附属エネルギー複合機構研究センター	教授	10年	可		エネルギー理工学研究所	エネルギー生成研究部門 エネルギー利用過程研究部門 附属エネルギー複合機構研究センター	教授	10年	可	
		准教授	8年 ただし、再任の場合 合にあっては7年	可 ただし、 1回限り				准教授	8年 ただし、再任の場合 合にあっては7年	可 ただし、 1回限り	
		講師									
	助教	7年 ただし、再任の場合 合にあっては2年	可 ただし、 1回限り		助教	(同 左)					
	附属カーボンネイティブ・エネルギー研究センター	教授	10年	可			附属カーボンネイティブ・エネルギー研究センター		(同 左)		
(略)					(同 左)						
別表第2					別表第2						
部局名	教育研究組織の名称		任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称		任期	再任の可否	備考
(略)					(同 左)						
大学院情報学研究科	知能情報学専攻 社会情報学専攻 (生物圏情報学講座を除く。) 先端数理科学専攻 数理工学専攻 システム科学専攻 通信情報システム専攻		7年 ただし、再任の場合 合にあっては1年	可 ただし、 4回限り		大学院情報学研究科	情報学専攻		(同 左)		
(略)					(同 左)						
別表第3 別紙様式 } (略)					別表第3 別紙様式 } (同 左)						
					<p>附 則 (令和5年達示第9号)</p> <p>1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、大学院情報学研究科に係る部分は、同日から施行し、同日以後に雇用される者及び公募に基づいて配置換する者について適用する。</p> <p>2 改正後の別表第2の規定にかかわらず、この規程</p>						

改 正 前	改 正 後
	の施行の際現に改正前の同表の規定に基づき任期を定めて雇用されている大学院情報学研究科の助教が施行の日に配置換となった場合の任期及び再任の可否並びに任期の末日は、なお従前の例による。